

四半期報告書

(第124期第3四半期)

日本郵船株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【生産、受注及び販売の状況】	5
2 【事業等のリスク】	6
3 【経営上の重要な契約等】	7
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	8
第3 【設備の状況】	18
1 【主要な設備の状況】	18
2 【設備の新設、除却等の計画】	19
第4 【提出会社の状況】	20
1 【株式等の状況】	20
2 【株価の推移】	26
3 【役員の状況】	26
第5 【経理の状況】	27
1 【四半期連結財務諸表】	28
2 【その他】	49
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	50

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月14日

【四半期会計期間】 第124期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

【会社名】 日本郵船株式会社

【英訳名】 Nippon Yusen Kabushiki Kaisha

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長・社長経営委員 工藤泰三

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

【電話番号】 03-3284-6220

【事務連絡者氏名】 主計グループ長 高橋栄一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

【電話番号】 03-3284-6220

【事務連絡者氏名】 主計グループ長 高橋栄一

【縦覧に供する場所】 日本郵船株式会社横浜支店
(横浜市中区海岸通三丁目9番地)
日本郵船株式会社名古屋支店
(名古屋市中区牛島町6番1号)
日本郵船株式会社関西支店
(神戸市中央区海岸通一丁目2番31号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第123期 第3四半期 連結累計期間	第124期 第3四半期 連結累計期間	第123期 第3四半期 連結会計期間	第124期 第3四半期 連結会計期間	第123期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	1,237,314	1,481,753	442,795	471,196	1,697,342
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△41,058	110,156	2,856	30,287	△30,445
四半期純利益又は 四半期(当期)純損失(△) (百万円)	△26,679	71,249	2,674	26,875	△17,447
純資産額 (百万円)	—	—	687,093	702,094	703,394
総資産額 (百万円)	—	—	2,180,079	2,103,137	2,207,163
1株当たり純資産額 (円)	—	—	380.28	388.74	389.46
1株当たり四半期 純利益金額又は四半期 (当期)純損失金額(△) (円)	△20.93	41.98	1.99	15.84	△12.71
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	29.6	31.4	30.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	24,069	143,638	—	—	62,105
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△29,167	△119,264	—	—	△43,706
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	121,677	△94,504	—	—	137,396
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	—	242,022	205,774	281,660
従業員数 (名)	—	—	31,560	28,460	31,660

(注) 1. 売上高は消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)抜きで表示している。

2. 第123期第3四半期連結累計期間及び第123期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載していない。第123期第3四半期連結会計期間、第124期第3四半期連結累計期間及び第124期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式がないため記載していない。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社である太平洋海運㈱の異動については、「第一部 企業情報 第1 企業の概況 3 関係会社の状況」をご参照ください。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間における関係会社の異動状況は以下のとおりであります。

(1) 次の関係会社を新たに連結子会社としました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員 の 兼任等	営業上の取引、設備の賃貸 借、その他
NYK LOGISTICS (EUROPE CONTINENT) B. V.	NETHERLANDS	18 (千EURO)	物流事業	100.00	有	—
NYK LOGISTICS HOLDING (EUROPE) B. V. ※1	NETHERLANDS	24 (千US\$)	その他の事業及び 不定期専用船事業	100.00	有	—
MIYAZAKI SHIPHOLDING PTE. LTD.	SINGAPORE	1 (百万円)	不定期専用船事業	100.00	有	—
PATALENA SHIPPING PTE. LTD.	SINGAPORE	1 (百万円)	不定期専用船事業	100.00	有	—
SANTOS SHIPHOLDING S. A.	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00	有	—
その他2社						

(2) 次の関係会社を新たに持分法適用関連会社としました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員 の 兼任等	営業上の取引、設備の賃貸 借、その他
KNUTSEN NYK OFFSHORE TANKERS AS	NORWAY	271,369 (千US\$)	不定期専用船事業	50.00 (50.00)	有	—
その他33社						

(3) 次の連結子会社が関係会社に該当しなくなりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員 の 兼任等	営業上の取引、設備の賃貸 借、その他
太平洋海運㈱ ※2	東京都港区	6,495	不定期専用船事業	100.00	有	当社に定期貸船。
BRILLO SHIPHOLDING INC. ※5	LIBERIA	—	定期船事業	100.00 (100.00)	有	—
YAC INTERNATIONAL INC. ※4	LIBERIA	0 (百万円)	その他の事業	100.00 (100.00)	有	—
MARICA SHIPPING PTE. LTD. ※3	SINGAPORE	1 (百万円)	不定期専用船事業	100.00	有	—

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載している。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数。

3. ※1：当社より融資等の資金援助を受けている。

4. ※2：平成22年10月1日をもって合併により消滅。

5. ※3：平成22年10月9日をもって清算結了。

6. ※4：平成22年10月21日をもって清算結了。

7. ※5：平成22年10月31日をもって清算結了。

4 【従業員の状態】

(1) 連結会社の状態

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	28,460 (4,763)
---------	-------------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載している。

(2) 提出会社の状態

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	1,035
---------	-------

(注) 従業員数は、他社出向在籍者等745名及び有期社員99名を除いている。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは国際的な海上貨物運送業を中核として多角的事業を展開しているため、生産、受注の各実績を求めることが実務的に困難であり、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示しておりません。

販売実績

当第3四半期連結会計期間における売上高をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
定期船事業	109,979	113.1
不定期専用船事業	194,153	100.2
物流事業	98,306	108.9
ターミナル関連事業	29,902	107.8
客船事業	8,511	109.5
航空運送事業	21,907	120.9
不動産業	2,742	90.6
その他の事業	40,051	99.3
計	505,554	105.7
消去	(34,357)	96.8
合計	471,196	106.4

- (注) 1. 売上高に対する割合が10%以上の顧客はない。
2. 上記金額には消費税等は含まれていない。
3. 第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用している。これによる事業区分へ与える影響はないため、前年同四半期比較を行っている。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間における前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」についての重要な変更は以下のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(7) グローバルな事業展開における各地域の経済状況等による影響について（一部）

「当社グループは、中東を含め世界中の紛争に関するリスクによる影響を受けます。当社グループが保有又は傭船する船舶は一部アデン湾を航行しますが、この地域では近年重大な海賊事件が発生しています。この地域における現在の政情不安や戦闘が、当社グループの事業運営に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の石油タンカー「高山」がアデン湾において海賊による襲撃を受けるなど、テロ及び海賊行為も、マラッカ海峡、アデン湾及びソマリア・ケニア沖のインド洋などの地域を航行する船舶に影響を与えてきました。今後、当社グループの船舶が運航している地域が通常の戦争保険除外地域として指定された場合（アデン湾は既に指定されています。）には、保険料の水準及び保険金の支払いに影響を与える可能性があります。」と記載しておりましたが、当社グループが保有又は傭船する船舶が航行する海賊襲撃エリアが拡大した事により以下のとおり変更いたしました。

「当社グループは、中東を含め世界中の紛争に関するリスクによる影響を受けます。当社グループが保有又は傭船する一部の船舶は海賊行為が度々発生するマラッカ・シンガポール海峡、並びにソマリア海賊襲撃エリアであるアデン湾、アラビア海、インド洋などを航行しています。テロ及び海賊行為は発生エリアが拡大しつつあり、頻度も増す傾向にあります。テロ及び海賊の襲撃を受けた場合、あるいは政情不安及び戦闘などが起こった場合、当社グループの事業運営に影響を及ぼす可能性があります。今後、これら水域が通常の戦争保険除外地域として指定された場合（一部水域は既に指定されています。）には、保険料の水準及び保険金の支払いに影響を与える可能性があります。」

(21) 重要な訴訟事件等の発生について ① 日本貨物航空㈱について（一部）

航空貨物輸送に関わる価格カルテル等に関連した欧州及び韓国当局の調査に関しまして、当四半期報告書提出日現在においては以下のとおりとなっております。

「欧州においては、平成22年11月に欧州委員会から、航空貨物輸送に関連した価格カルテル等に関する調査が終了した旨の通知を受領いたしました。これにより、日本貨物航空㈱に対する課徴金は科されないこととなりましたので、当該通知内容を独禁法関連引当金の額に反映いたしました。

また、韓国においては、平成22年11月に、航空貨物運賃に関する韓国公正取引法違反行為があったとして、韓国公正取引委員会より課徴金を科すことを決定した旨の処分決定通知（議決書）を受領いたしました。その後、韓国公正取引委員会からの通知内容を精査したうえで、対応につき慎重に検討を重ねてまいりましたが、当該内容には承服できないものがあり、平成22年12月に、韓国公正取引委員会を相手取り、韓国のソウル高等法院へ訴状を提出し、処分決定取り消しの訴えを提起いたしました。なお、当該通知を受け、当第3四半期連結会計期間末において、将来発生しうる損失の見積り額を独禁法関連引当金の額に反映いたしました。」

3 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成22年12月22日開催の取締役会において、当社と郵船ロジスティクス㈱（旧商号：郵船航空サービス㈱、本社：東京都、当社59.78%出資）の海外25の国及び地域における物流事業を統合する契約について決議を行い、同日付で統合契約を締結しました。

その主な内容は、次のとおりです。

- (1) 当社及び郵船ロジスティクス㈱は、各国又は各地域の当社又は郵船ロジスティクス㈱の物流子会社毎に、統合の対象となる当社及び郵船ロジスティクス㈱それぞれの日本国外における物流事業について、本契約に定められた基本方針及び基本条件（統合の方法、実行予定日等）に従い、統合を実施します。本統合の対象になる当社の統合対象子会社は30社（内訳は米州地域4社、欧州地域16社、東アジア地域4社、南アジア・オセアニア地域6社）であり、郵船ロジスティクス㈱の統合対象子会社は19社（内訳は米州地域2社、欧州地域10社、東アジア地域3社、南アジア・オセアニア地域4社）です。個別統合取引のうち重要なものは、米国（米国事業会社の合併）、欧州（欧州持株会社の合併）及び英国（英国事業会社の統合）です。本統合後、当社と郵船ロジスティクス㈱の合併会社の持分の過半数を、郵船ロジスティクス㈱が有することとします。
- (2) 統合に際し、当社は郵船ロジスティクス㈱に対し、当社の有する海外物流事業のために組織化され有機的一体として機能する財産（資産・負債のほか得意先関係等の経済的価値のある事実関係を含む）の一部を譲渡します。
- (3) 郵船ロジスティクス㈱は、本統合の対価として適正なる価額を支払うものとなりました。
- (4) その他必要な事項は、両者で協議のうえ決定しました。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日までの3ヶ月）の業績は、連結売上高4,711億円（前年同四半期4,427億円）、営業利益317億円（前年同四半期49億円）、経常利益302億円（前年同四半期28億円）、四半期純利益268億円（前年同四半期26億円）となりました。

（概況）

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、円高の更なる進行や、中国のインフレ引き締め策などを背景に、海運を取り巻く事業環境としてはリーマンショック後の回復に減速傾向が見られました。コンテナの荷動きは前年同四半期比でやや落ちたものの前四半期までに修復された運賃水準を概ね維持し、自動車輸送台数も順調に回復を続けましたが、ドライバルクやタンカー市況の低迷のため、定期船事業と不定期専用船事業を合わせた海運業部門全体の増収は小幅となりました。非海運部門においては特に航空運送事業が取扱量増加や市況回復により好調を維持しました。これらの要因により売上高は前年同四半期比284億円増（6.4%増）となりました。一方、燃料油価格の高騰やその他コスト増要因はあったものの、継続的な減速航海等のコスト削減や効率的なオペレーションにより、売上原価は前年同四半期比で35億円増（0.9%増）に留まりました。更に、販売費及び一般管理費の削減にも取り組んだ結果、営業利益は前年同四半期比268億円増（542.2%増）となり、売上高営業利益率は前年同四半期の1.1%から6.7%へと、5.6ポイント上昇しました。この結果、経常利益は前年同四半期比で274億円増（960.3%増）、四半期純利益は同242億円増（905.1%増）といずれも前年同四半期比増益となりました。

なお、当第3四半期連結会計期間の為替レートと燃料油価格の前第3四半期からの変動は以下のとおりです。

	当第3四半期 (3ヶ月)	前第3四半期 (3ヶ月)	差額
平均為替レート	82.99/US\$	89.49円/US\$	6.50円 円高
平均燃料油価格	US\$474.92/MT	US\$436.68/MT	US\$38.24高



(注) 為替レート・消費燃料油価格とも、当社社内値である。

セグメントの実績を示すと、次のとおりであります。

(単位：億円)

	売上高				営業利益			経常利益		
	前第3四 半期連結 会計期間	当第3四 半期連結 会計期間	増減額	増減率	前第3四 半期連結 会計期間	当第3四 半期連結 会計期間	増減額	前第3四 半期連結 会計期間	当第3四 半期連結 会計期間	増減額
定期船事業	972	1,099	127	13.1%	△112	74	186	△120	68	188
不定期専用船 事業	1,937	1,941	4	0.2%	156	170	13	142	157	15
物流事業	902	983	80	8.9%	18	19	1	19	22	2
ターミナル 関連事業	277	299	21	7.8%	11	19	7	10	18	8
客船事業	77	85	7	9.5%	△15	△4	11	△17	△5	11
航空運送事業	181	219	37	20.9%	△17	32	50	△19	29	48
不動産業	30	27	△2	△9.4%	9	8	△1	11	10	△1
その他の事業	403	400	△2	△0.7%	△1	△3	△1	0	0	△0

(注) 第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用している。これによる事業区分へ与える影響はないため、前年同四半期比較を行っている。

<定期船事業>

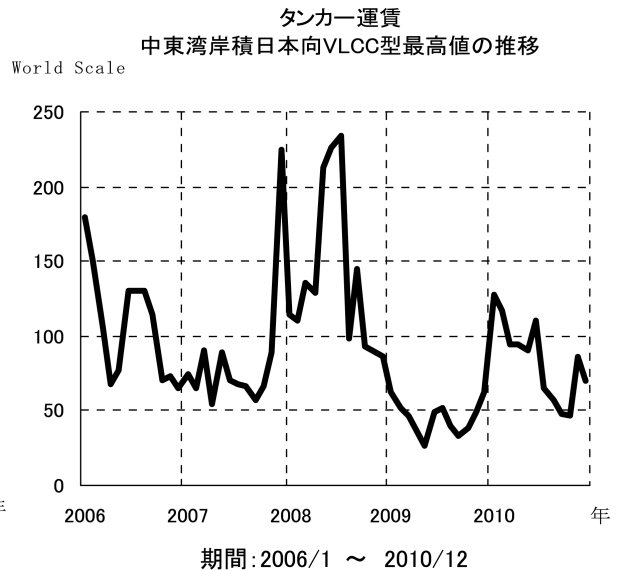
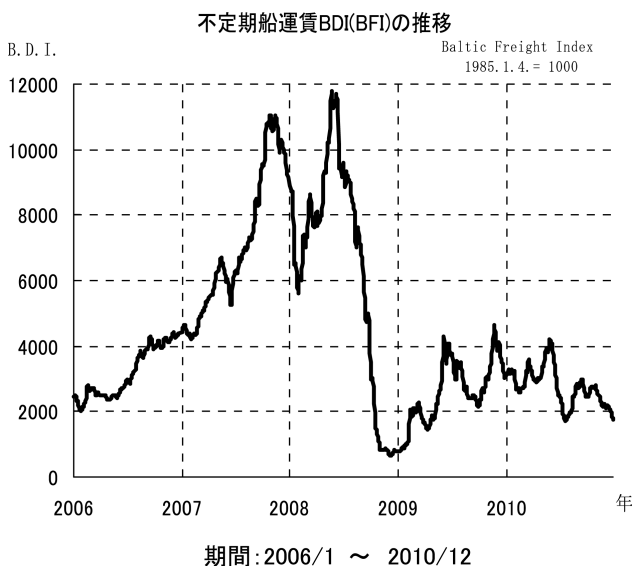
夏季ピークシーズン後の荷動きの鈍化に伴い、第2四半期比較では積高及び運賃共にやや軟化傾向を示しましたが、前四半期までに実施した運賃修復が浸透した事により、太平洋航路を始め、各航路共に前年同四半期比では運賃収入が大幅に上昇しました。燃料油価格が前年同四半期比で上昇した一方で、減速航海の実施など船舶の効率運航に努めた結果、前年同四半期比で大幅な増収増益を達成しました。

<不定期専用船事業>

自動車船部門では、当四半期の輸送台数は前年同四半期比2割増となりました。前四半期に引き続き3隻の新造船の投入により船隊品質が向上し、また運航費節減にも取り組みました。

ドライバルク部門では、鉄鉱石スポット価格の上昇により、中国が輸入量を減らし国内産を優先的に使用したことから海上荷動き量は伸びず、売上は前年同四半期比微増に留まりました。一方、船腹供給は、新造船が船腹需要を上回る勢いで大量竣工した結果、需給が緩和し市況はケープサイズを中心に軟化しました。この結果、収益は前年同四半期比で減益となりました。

タンカー部門では、景気回復と冬季石油需要により、原油・石油製品ともに海上荷動きは増加傾向を示しましたが、船腹量は新造船の竣工とタンカーによる洋上備蓄の減少により、船腹需要以上に増加しました。船腹需給のギャップ拡大によりタンカー市況が軟化した結果、タンカー部門全体では、前年同四半期比で減収減益となりました。



<物流事業>

NYK Logistics 部門では、一層の事業運営の効率化と費用削減に取り組み、荷動きが好調なアジア地域が引き続き業績を牽引し、米州・欧州を除く地域で前年同四半期比増益となりました。郵船ロジスティクス(株)においては、海外における航空貨物輸送需要を取り込みながらも、日本発航空輸出の低調等により、前年同四半期比減益となりました。物流事業全体としては前年同四半期実績を上回りました。

<ターミナル関連事業>

コンテナ貨物の荷動きは引き続き堅調に推移し、国内外コンテナターミナルの取扱量が前年同四半期比で増加した結果、ターミナル関連事業の業績は前年同四半期比で増収増益となりました。

<客船事業>

日本市場の飛鳥Ⅱは、台風の影響を受けた前年同四半期と比較し、今期は順調に稼働し、増収増益となりました。北米市場のクリスタル・クルーズは、米国金融危機の影響を強く受けた前年同四半期に比べると、客単価は下回ったものの乗船率が上昇し、収入が増えました。客船事業全体では前年同四半期比増収で赤字幅が減少しました。

<航空運送事業>

日本貨物航空(株)は、定期便・臨時便・チャーター便等をほぼ予定通り運航することができたことや、前年度後半からの運賃市況の回復もあり、運賃水準の適正化も計画通り実施できた結果、需要減退後の回復途上にあった前年同四半期と比べると、業績は大幅に改善しました。

<不動産業、その他の事業>

不動産業では空室率の増加により前年同四半期比で減収減益となりました。その他の事業では、商事業が前年同四半期比減益となりましたが、その他の事業全体では概ね前年同四半期並みの結果となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益388億円、現金支出を伴わない減価償却費255億円等により452億円（前年同四半期261億円）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、主として船舶投資を中心とする固定資産の取得による支出等により△243億円（前年同四半期△224億円）となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の返済等により△437億円（前年同四半期807億円）となりました。以上に現金及び現金同等物に係る換算差額等を加味した現金及び現金同等物の当第3四半期末残高は、当第3四半期首残高比242億円減の2,057億円となりました。

(3) 対処すべき課題

1. 経営環境の変化への対応

当第3四半期連結会計期間においては、世界景気の緩やかな成長ペースの維持を受けて、定期船・不定期専用船とも堅調な荷動きに支えられ、安定的な収益を確保しました。しかしながら、欧州の金融不安、米国の緩慢な回復状況、各国通貨価値の無秩序な変動等により、景気回復の持続は不透明となっております。

当社グループは、今後も「成長」「安定」「環境」をキーワードとする『モノ運び』グローバル企業グループを目指す基本戦略を実行し、かかる厳しい状況への対応を進めています。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成20年3月27日開催の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）を決定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株券等の大規模買付等に対する企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上のための対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議し、平成20年6月開催の当社第121期定時株主総会において株主の皆様のご承認により発効いたしました。

1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、以下に申し述べます当社及び当社企業グループ（以下「当社グループ」といいます。）の企業理念に鑑み、当社グループがその企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社グループは、「海・陸・空にまたがるグローバルな総合物流企業グループとして、安全・確実な『モノ運び』を通じ、人々の生活を支えます。」を企業理念の基本として、日々の企業活動を行っております。

当社グループが標榜するグローバルな総合物流とは、海上運送事業に、陸上物流事業、航空運送事業、並びにターミナル事業等を、世界的な規模で有機的かつ複合的に結合させてそのシナジー効果を追求するとともに、海運市況変動の経営に与える影響を極力小さくすることを目的とする事業形態であります。加えてグローバル社会の基盤の役割を担う公共性を持った事業であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を最大化する事業形態でもあると考えております。当社はこの考え方を当社グループの経営戦略の根幹に据え、従来よりその発展及び深化に努めてまいりました。

また、当社グループは、企業は株主・投資家の皆様、お客様、社会、グループ社員その他のステークホルダーなしには存在しえない社会的存在であり、社会に対する責任（CSR）こそが経営の基本であり、かつ当社グループの企業価値の源泉でもあると考えております。当社グループは、当社の有する経営資源及び利益の社会への還元に努めるとともに、総物流の基盤をなす環境対策及び安全対策に積極的な施策を講じる等、CSR経営を深化させております。

当社グループは、CSR経営への強い意識を有するグローバルな総物流企業グループとして発展することにより、その企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させることを目指します。

当社は、上場企業として、特定の者による株券等の大規模な買付行為を受け入れるか否かは、当社株主の皆様に必要な情報が提供されたうえで、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えており、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資する当社株券等の大規模な買付行為がなされることを否定するものではありません。

しかし、株券等の大規模な買付行為の中には、株主の皆様が株券等の大規模な買付行為の内容等について検討し、取締役会が意見を取りまとめ、必要に応じ代替案を提示するために必要な時間や情報を提供しないもの、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を顧みずに当該買付者自身の利益のみを図る濫用的なもの、又は、買付等の条件が、当社グループの本源的価値に鑑み不十分若しくは不適切な買付等である場合等当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損する恐れがあるものがあることを、否定することができません。

当社は、かかる買付行為を行う者は、冒頭に申し述べた点に鑑み、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えます。従って、かかる買付行為に対しては、法令及び当社定款等の許容する限度において、相当な対抗措置を講じることといたしました。

2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下に申し述べます、中期経営計画の策定及びその実施、コーポレート・ガバナンスの強化、更に投資資金需要とのバランスを踏まえた株主の皆様に対する安定的な利益還元を進めてまいります。

① 中期経営計画“New Horizon 2010”の策定及びその実施

当社は平成20年4月から平成23年3月までを対象期間とする中期経営計画“New Horizon 2010”を策定しております。この中期経営計画により、当社グループの新たな成長とそれを支える基盤の整備の道筋を、株主・投資家の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様へ提示し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の最大化を図ってまいります。

“New Horizon 2010”においては、「成長を続ける『モノ運び』グローバル企業へ」の実現に向け、総合的な収支の拡充を目指しております。“New Horizon 2010”では「成長」「安定」「環境」の3つの基本となるキーワードを掲げ、持続的な企業価値及び株主共同の利益の向上を図ってまいります。

② 企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上の基盤としてのコーポレート・ガバナンスの強化

当社は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目指し、透明性の高い経営体制の構築を目指しております。その中でコーポレート・ガバナンスの整備は重要な課題であり絶えず見直しを進めております。

当社は平成14年より経営委員制度を導入し、取締役の人数を削減することで取締役会の活性化を図ってまいりました。また、株主総会招集通知を原則的に総会開催の3週間前に発送し、株主の皆様は余裕を持って議案をご検討いただけるように努めてまいりました。

また、一層の経営の透明性確保のためと取締役会による経営監視機能の強化を図るため、平成20年6月開催の当社第121期定時株主総会において、新たに独立性の高い社外取締役2名の選任と、取締役任期を1年とする定款変更にご承認いただきました。

③ 投資資金需要とのバランスを踏まえた株主の皆様に対する安定的な利益還元

当社は、海上運送事業はもとより他の事業の拡充等将来の事業展開と市況の変動に耐えうる内部留保の水準とに留意しつつ、配当性向や当社の業績の見通し等を総合的に勘案しながら、安定した配当を継続的に実施していくことを基本方針としております。

なお、当社は連結配当性向の目安を25%としております。

3) 本プランの導入の目的

本プランでは、当社株券等に大規模な買付行為が行われた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するため、あるいは当社取締役会が株主の皆様は代替案を提示するために必要な情報や時間を確保することによって、株主の皆様のために協議・交渉等を行うことが可能になります。これにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながると判断し、本プランを導入いたしました。

4) 本プランの概要及び対抗措置の発動

本プランは次の手続に従って進められるものとします。

<発動対象>

本プランの対象となる買付は、議決権割合が20%以上となる大規模買付等です。

<独立委員会の設置>

当社取締役会は、大規模買付等が行われる際に対抗措置発動の是非等を審議する機関として、社外取締役及び社外有識者等合計3名以上で構成される独立委員会を設置します。

独立委員は社外取締役岡本行夫氏、社外取締役翁百合氏、及び社外有識者平山正剛氏の3名です。

<手続きの流れ>

- (ア) 大規模買付者に、当社株式等の大規模買付等を行うに先立ち当社代表取締役に対し、意向表明書を提出していただきます。
- (イ) 当社取締役会は、意向表明書を受領した後10営業日以内に、提出していただく大規模買付情報のリストを大規模買付者へ交付します。
- (ウ) 大規模買付者には、大規模買付情報を記載した書面（以下、「買付説明書」といいます。）を提出していただきます。当社取締役会は買付説明書を調査し、株主の皆様は判断並びに取締役会及び独立委員会の意見形成に十分なものであることを確認します。
- (エ) 買付説明書の確認終了後、取締役会は独立委員会に対抗措置発動の是非について諮問します。独立委員会は、原則60営業日の検討期間において、対抗措置の発動の是非等について調査及び協議を実施し、当社取締役会に対し対抗措置の発動、不発動他の勧告を行います。取締役会は独立委員会の勧告内容に従い以下(オ)～(キ)の対応を行います。

- (オ) 独立委員会が大規模買付者を「濫用的買付者」（グリーンメーラー等）と認定し対抗措置の発動勧告をした場合、当社取締役会はその勧告を最大限尊重し、大規模買付者に対する対抗措置（新株予約権の無償割当て等）を発動することができるものとします。
- (カ) 以下の条件の場合、取締役会は、株主の皆様意思を確認するために株主総会を招集し、対抗措置発動の承認を経た上で、対抗措置を発動することができるものとします。
 - (i) 独立委員会が、大規模買付者は濫用的買付者に該当すると認め、かつ取締役会が株主の皆様意思の確認を行うことが相当であると判断した場合
 - (ii) 独立委員会が、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損する事態をもたらす恐れがある買付等と判断した場合
- (キ) 独立委員会が対抗措置の不発動勧告をした場合、当社取締役会はその勧告を最大限尊重しなければならないものとします。
- (ク) 大規模買付者が本プランが定める手続きを遵守しない場合、独立委員会の発動勧告を経た上で、取締役会は対抗措置を発動することができるものとします。

5) 本プランの発効、有効期間、廃止及び変更

本プランは、平成20年6月開催の当社第121期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を頂き発効しております。本プランの有効期間は同定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で本プランを廃止する旨の決議を行った場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設若しくは改廃が行われ、又は重要な裁判所の判断が示され、当該新設、改廃又は判断を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、株主総会決議の主旨の範囲内で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正・変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報の公表を速やかに行います。

6) 本プランの株主及び投資家の皆様等への影響

① 総論

本プランは、当社株主及び投資家の皆様が、大規模買付等に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、ひいては、当社株主及び投資家の皆様に代替案の提示を受ける機会をお持ちいただくことにつながりうるものです。これにより、当社株主及び投資家の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付等に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上につながるものと考えます。従いまして、本プランは、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提ともなるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記4)において述べたとおり、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守するか否かにより大規模買付等に対する当社の対応が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、当社からの適時開示や大規模買付者の動向にご注意ください。

② 対抗措置の発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

大規模買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合には、当社取締役会は、企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、対抗措置の仕組み上、当社株主及び投資家の皆様（対抗措置の発動対象となった大規模買付等を行う大規模買付者及びその特定株主グループを除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様には新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります（なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券につきましては、名義書換手続きは不要です。）。

なお、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

7) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等の大規模買付等が行われる場合に、大規模買付者に対し、株主の皆様が大規模買付等に応じるべきか否かを判断するために必要な情報を提供させ、その検討及び株主の皆様が必要に応じて代替案を提示するための時間をつくるものです。それにもかかわらず、大規模買付者がこれらを提供しない場合、又は濫用的買付者に該当する場合に、企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上のために対抗措置を発動することを可能にし、それらにあたらぬ大規模買付等の場合であっても、企業価値及び株主共同の利益を毀損する恐れがあると認めた場合は株主総会を招集して株主の皆様に対抗措置の発動の是非について直接判断していただく場を設けようとするものであって、基本方針に沿ったものと考えております。

8) 本プランが株主共同の利益を損なうものではなく、また、役員の地位の維持を目的とするものではないこと

取締役会は、本プランは株主共同の利益を損なうものではなく、また、役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。その理由は、上記7)で申し述べた点に加えて、次のとおりです。

(ア) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（1. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、2. 事前開示・株主意思の原則、3. 必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

(イ) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

平成20年6月開催の当社第121期定時株主総会において、本プランの導入に関して株主の皆様のご意思を確認させていただきました。本プランの有効期間は同定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとしており、それまでに開催される株主総会において株主の皆様から本プランの継続についてご承認をいただけない場合、本プランは自動的に廃止されるものとします。

また、同定時株主総会において取締役の任期を1年とする定款変更を株主の皆様にご承認いただいております。この定款変更によりその後の定時株主総会における取締役の選任を通じて、本プランを廃止するか否かについての株主の皆様のご意思を確認しうるようにしております。

(ウ) 対抗措置発動の対象たる買付者の要件の合理性、明確性及び厳格性等

本プランにおいては、取締役会決議により対抗措置発動をなしうる対象である手続不遵守買付者及び濫用的買付者について、合理的にして明確かつ厳格な要件を設定しております。そして企業価値及び株主共同の利益を毀損する恐れがあると認定される大規模買付者への対抗措置の発動については、株主総会の決議により、これを決定していただくこととしております。

(エ) 独立性の高い社外者の判断と情報開示

本プランにおいては、要件に該当するか否かの判断が容易で、恣意性のある余地の小さい手続不遵守買付者に対しても独立委員会の勧告を経て取締役会が対抗措置の発動を決定しうることとしております。濫用的買付者の認定及び同買付者に対する対抗措置の発動については、当社の社内取締役、経営委員等の経営陣から独立した、会社の経営、経済又は法令に通暁した者から成る独立委員会の判断に委ねられており、その勧告を最大限尊重して当社取締役会はそのために必要な決議を行うこととして、取締役の恣意的判断がなされる余地を極力排除しております。

また、独立委員会が、当該大規模買付者は企業価値及び株主共同の利益の毀損の恐れがある大規模買付者であると認定した場合の対抗措置の発動の是非については、株主総会にて判断していただくこととしており、取締役会が恣意的に決定することができないようにしております。

(オ) 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現した場合、独立委員会は、当社の費用により、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士及び弁護士等の専門的な知識、経験及び知見を有する者（以下「第三者専門家」といいます。）の助力を受けることができるものとしております。また、独立委員会の勧告及び勧告を導くためのこれら専門家からの意見等の概要のうち独立委員会が相当と認められたものは公表いたします。

(カ) 情報の公表

大規模買付者からの意向表明書、買付説明書の提出があったことは、本プラン記載の時期に公表することとし、買付説明書の内容、取締役会が独立委員会に提出した意見及び事業施策等、第三者専門家の意見並びに独立委員会の答申書の内容のうち開示が相当と認められるものは、本プラン記載の適切な時期に公表することとしております。

(キ) デッドハンド型及びスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、大規模買付者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は上記のとおり、取締役任期を1年といたしましたので、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当社グループは、環境保全を経営上の最重要課題のひとつとして捉え、安全の更なる徹底並びに革新的環境技術開発に取り組んでいます。

株MTI (Monohakobi Technology Institute) とともに、環境負荷を低減する省エネ船の開発を継続し、平成21年度に選定されました国土交通省の「船舶からのCO2削減技術開発支援事業」の補助対象事業も継続して進めています。

なお、当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は82百万円であります。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当第3四半期連結会計期間における主要な設備の異動状況は以下のとおりであります。

(1) 増加

船舶

セグメントの名称	設備の内容	隻数 (隻)	完了(竣工)時期	増加能力 (載貨重量吨数(K/T))
不定期専用船事業	撒積船 (ケーブサイズ)	3	平成22年10月、12月	342,383

(2) 減少

① 船舶

セグメントの名称	設備の内容	隻数 (隻)	除売却時期	減少能力 (載貨重量吨数(K/T))	前四半期連結会計 期間末帳簿価額 (百万円)
定期船事業	その他	1	平成22年10月	11,164	249
不定期専用船事業	自動車船	1	平成22年10月	4,051	30
	その他	1	平成22年10月	8,629	906

② 航空機

セグメントの名称	設備の内容	機数 (機)	除売却時期	一機当たり 最大離陸重量(T)	前四半期連結会計 期間末帳簿価額 (百万円)
航空運送事業	航空機	1	平成22年10月	378	134

2 【設備の新設、除却等の計画】

前四半期連結会計期間末での計画に当第3四半期連結会計期間において新たに策定したものを加えた、当第3四半期連結会計期間末における重要な設備の新設及び除却の計画は以下のとおりであります。

(1) 新設

① 船舶

セグメントの名称	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力 (載貨重量屯数(K/T))
	総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手 (起工)	完了 (竣工)	
定期船事業	54,905	22,627	自己資金、 借入金、社債 及び増資資金	平成20年12月～ 平成23年4月	平成23年2月～ 平成25年1月	330,550
不定期専用船事業	422,351	106,186	自己資金、 借入金、社債 及び増資資金	平成22年2月～ 平成26年9月	平成23年1月～ 平成26年12月	6,516,250

② 航空機

セグメントの名称	投資予定金額		資金調達方法	引渡又は完成予定
	総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		
航空運送事業	396,000	35,310	自己資金、 借入金、社債 及び増資資金	平成23年度以降

(2) 除却

当第3四半期連結会計期間末において確定している重要な設備の除却の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,983,550,000
計	2,983,550,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,700,550,988	1,700,550,988	東京、名古屋、大阪 各証券取引所(注)	単元株式数は1,000株である。
計	1,700,550,988	1,700,550,988	—	—

(注) 東京、名古屋、大阪とも市場第一部に上場している。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2026年満期ユーロ円建現金決済条項及び転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債（平成18年9月20日発行）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	11,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	70,697,722
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 777.96(注)2
新株予約権の行使期間	自 平成18年10月4日 至 平成38年9月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 777.96 資本組入額 388.98

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 各本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>(2) 2025年9月30日までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日（以下に定義する。）に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。なお、かかる計算は2025年9月30日に終了する四半期に関しては行わない。2025年10月1日以降、本新株予約権付社債権者は、同日以降のいずれかの取引日において当社普通株式の終値が当該取引日に適用のある転換価額の120%を超えた場合には、以後いつでも本新株予約権を行使することができる。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下(イ)、(ロ)及び(ハ)の期間は適用されない。</p> <p>(イ)①(株)格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）による当社の長期債務の格付（長期債務の格付がない場合は、当社の発行体格付。以下同じ。）若しくは本新株予約権付社債の格付（格付がなされた場合に限る。以下同じ。）がA-以下である期間、②R&Iにより当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付がなされなくなった期間、又は③R&Iによる当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付が停止若しくは撤回されている期間</p> <p>(ロ)当社が、本新株予約権付社債権者に対して、当社の選択による本社債の繰上償還の通知を行った後の期間</p> <p>(ハ)当社が組織再編等を行うにあたり、本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債の要項に従い当該組織再編等に関する通知を行った後の期間</p> <p>なお、本(2)において「取引日」とは、(株)東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債と分離して譲渡できない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 当社が組織再編等を行う場合、(イ)その時点において(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果)法律上実行可能であり、(ロ)その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ(ハ)その全体において当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等(以下に定義する。)に生じさせることなく実行可能であるときは、当社は、承継会社等をして、本社債の債務者とするための本新株予約権付社債の要項に定める措置及び本新株予約権に代わる新たな新株予約権の交付をさせる最善の努力をしなければならない。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社を総称するというものとする。</p> <p>(2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は以下のとおりとする。</p> <p>① 新株予約権の数 当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>② 新株予約権の目的である株式の種類 承継会社等の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的である株式の数 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は(注)2と同様の調整に服する。</p> <p>(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、転換価額は承継会社等の普通株式の時価とする。</p> <p>(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記新株予約権の行使期間に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p>

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>⑥ その他の新株予約権の行使の条件 承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記新株予約権の行使の条件と同様の制限を受ける。</p> <p>⑦ 承継会社等による新株予約権付社債の取得 承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を当社による本新株予約権付社債の取得と同様に取得することができる。</p> <p>⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>⑨ 組織再編等が生じた場合 承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。</p> <p>⑩ その他 承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。</p> <p>(3) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。</p> <p>(4) 当社は、上記(1)に定める事項が、(i) (法律の公的若しくは司法上の解釈又は適用を考慮した結果) 法律上可能でないか、(ii) その実行のための仕組みが構築されておらず、かつ構築可能でないか、又は(iii) その全体において当社が不合理であると判断する費用若しくは支出(租税負担を含む。)を当社若しくは承継会社等に生じさせることなく実行できない場合、本新株予約権付社債権者に対し、その保有していた本新株予約権付社債と同等の経済的利益を提供する旨の申し出を行うか又は承継会社等をしてかかる申し出を行わせるものとする。なお、その全体において当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等に生じさせず、(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果) 法律上及び実務上可能である場合には、当社は、かかる経済的利益の一部として、上記(2)に定める新株予約権を承継会社等に交付させる最善の努力をしなければならない。</p>
新株予約権付社債の残高(百万円)	55,000

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は本社債の額面金額を転換価額で除した株式数となる。ただし転換価額は以下の(注)2に記載のとおり調整されることがある。また、その場合生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

2. 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、以下の算式により調整される。
 なお、以下の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年12月31日	—	1,700,550,988	—	144,319,833	—	151,691,857

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(注) ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループから平成22年12月20日付（報告義務発生日は平成22年12月13日）の大量保有（変更）報告書の写しの送付があり、㈱三菱東京UFJ銀行他4社がそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を同日現在で受けているが、当社として当第3四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができていない。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
㈱三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	株式 23,906	1.41
三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区丸の内1-4-5	株式 79,445	4.67
三菱UFJセキュリティーズインター ナショナル	ROPEMAKER PLACE, 25 ROPEMAKER STREET, LONDON EC2Y 9AJ, UNITED KINGDOM	株式 3,586	0.21
三菱UFJ投信㈱	東京都千代田区丸の内1-4-5	株式 16,970	1.00
三菱UFJモルガン・スタンレー証券 ㈱	東京都千代田区丸の内2-5-2	株式 7,882	0.46
計	—	株式 131,791	7.73

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,673,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,685,755,000	1,685,755	—
単元未満株式	普通株式 11,122,988	—	—
発行済株式総数	1,700,550,988	—	—
総株主の議決権	—	1,685,755	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式14,000株(議決権14個)が含まれている。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本郵船(株)(注) 1	東京都千代田区丸の内 2-3-2	3,536,000	—	3,536,000	0.20
日本港運(株)	神戸市中央区海岸通 5-1-3	8,000	—	8,000	0.00
三洋海事(株)	尼崎市中在家町3-449	15,000	—	15,000	0.00
新和海運(株)(注) 2	東京都千代田区大手町 1-8-1	90,000	—	90,000	0.00
太平洋汽船(株)	東京都千代田区神田駿河台 4-2-5	24,000	—	24,000	0.00
計	—	3,673,000	—	3,673,000	0.21

(注) 1. 株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式500株(議決権0個)が含まれている。

2. 新和海運(株)は、平成22年10月1日をもって、NSユナイテッド海運(株)に商号を変更している。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	397	377	367	369	371	355	350	371	382
最低(円)	366	311	318	310	322	324	323	328	360

(注) 月別の最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）及び「海運企業財務諸表準則」（昭和29年運輸省告示第431号）に基づいて作成している。

なお、前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）及び前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）及び前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	1,237,314	1,481,753
売上原価	1,122,874	1,224,996
売上総利益	114,439	256,757
販売費及び一般管理費	※ ¹ 146,551	※ ¹ 138,734
営業利益又は営業損失(△)	△32,111	118,022
営業外収益		
受取利息	1,994	1,665
受取配当金	3,660	3,851
持分法による投資利益	1,293	4,717
その他	5,068	4,179
営業外収益合計	12,015	14,413
営業外費用		
支払利息	14,840	12,974
為替差損	1,886	5,945
その他	4,236	3,359
営業外費用合計	20,962	22,279
経常利益又は経常損失(△)	△41,058	110,156
特別利益		
固定資産売却益	8,539	8,550
投資有価証券売却益	7,602	6,814
その他	4,226	8,626
特別利益合計	20,369	23,991
特別損失		
固定資産売却損	285	2,504
貸倒引当金繰入額	1,591	—
投資有価証券評価損	—	11,623
備船解約金	—	7,525
その他	4,123	4,399
特別損失合計	6,000	26,053
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△26,689	108,094
法人税等	※ ² △2,171	※ ² 34,036
少数株主損益調整前四半期純利益	—	74,058
少数株主利益	2,161	2,808
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△26,679	71,249

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	442,795	471,196
売上原価	390,218	393,792
売上総利益	52,576	77,404
販売費及び一般管理費	※1 47,625	※1 45,606
営業利益	4,951	31,797
営業外収益		
受取利息	452	558
受取配当金	1,072	1,341
持分法による投資利益	954	1,205
その他	1,227	1,009
営業外収益合計	3,707	4,115
営業外費用		
支払利息	4,830	4,316
為替差損	133	390
その他	839	917
営業外費用合計	5,802	5,624
経常利益	2,856	30,287
特別利益		
固定資産売却益	1,679	2,072
投資有価証券売却益	1,187	2,291
独禁法関連引当金戻入額	—	3,415
その他	2,396	1,969
特別利益合計	5,263	9,750
特別損失		
固定資産売却損	52	164
固定資産除却損	334	328
その他	915	711
特別損失合計	1,302	1,204
税金等調整前四半期純利益	6,817	38,833
法人税等	※2 2,933	※2 11,169
少数株主損益調整前四半期純利益	—	27,664
少数株主利益	1,209	788
四半期純利益	2,674	26,875

(2) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	123,290	257,245
受取手形及び営業未収入金	179,223	188,292
有価証券	88,367	30,983
たな卸資産	※1 46,027	※1 44,344
繰延及び前払費用	53,858	49,381
繰延税金資産	12,022	14,755
その他	61,771	71,811
貸倒引当金	△2,239	△3,226
流動資産合計	562,321	653,590
固定資産		
有形固定資産		
船舶（純額）	701,921	651,501
建物及び構築物（純額）	75,890	81,075
航空機（純額）	4,305	4,764
機械装置及び運搬具（純額）	29,298	28,816
器具及び備品（純額）	5,758	6,226
土地	62,396	62,578
建設仮勘定	244,189	271,659
その他（純額）	4,271	4,499
有形固定資産合計	※2 1,128,031	※2 1,111,122
無形固定資産		
借地権	3,028	2,570
ソフトウェア	7,141	9,013
のれん	19,694	21,014
その他	3,242	3,227
無形固定資産合計	33,106	35,825
投資その他の資産		
投資有価証券	268,311	282,459
長期貸付金	14,720	18,594
繰延税金資産	13,645	16,639
その他	84,823	90,144
貸倒引当金	△3,852	△3,570
投資その他の資産合計	377,647	404,267
固定資産合計	1,538,786	1,551,214
繰延資産	2,029	2,359
資産合計	2,103,137	2,207,163

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	149,030	164,875
短期借入金	106,178	135,771
未払法人税等	11,520	8,037
繰延税金負債	393	655
前受金	43,967	45,226
賞与引当金	4,859	7,004
役員賞与引当金	316	285
独禁法関連引当金	197	4,579
その他	83,832	84,101
流動負債合計	400,297	450,537
固定負債		
社債	251,077	251,128
長期借入金	621,586	687,718
繰延税金負債	6,458	7,955
退職給付引当金	15,525	16,348
役員退職慰労引当金	2,061	2,462
特別修繕引当金	19,384	19,434
独禁法関連引当金	1,728	1,728
その他	82,924	66,456
固定負債合計	1,000,745	1,053,232
負債合計	1,401,043	1,503,769
純資産の部		
株主資本		
資本金	144,319	144,319
資本剰余金	155,659	155,663
利益剰余金	464,836	408,017
自己株式	△1,899	△1,576
株主資本合計	762,916	706,424
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	24,957	30,007
繰延ヘッジ損益	△53,902	△30,155
為替換算調整勘定	△74,308	△45,044
評価・換算差額等合計	△103,254	△45,192
少数株主持分	42,431	42,162
純資産合計	702,094	703,394
負債純資産合計	2,103,137	2,207,163

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△26,689	108,094
減価償却費	72,905	75,339
減損損失	145	1,546
有形及び無形固定資産除売却損益(△は益)	△7,796	△5,072
有価証券及び投資有価証券売却損益(△は益)	△7,415	△6,866
有価証券及び投資有価証券評価損益(△は益)	494	11,764
持分法による投資損益(△は益)	△1,293	△4,717
受取利息及び受取配当金	△5,654	△5,516
支払利息	14,840	12,974
為替差損益(△は益)	402	1,656
売上債権の増減額(△は増加)	△5,099	3,944
たな卸資産の増減額(△は増加)	△11,947	△2,287
仕入債務の増減額(△は減少)	11,233	△12,427
その他	△8,277	△18,919
小計	25,848	159,511
利息及び配当金の受取額	9,054	8,862
利息の支払額	△16,223	△13,123
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	5,388	△11,611
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,069	143,638
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△2,146	△72
有価証券の売却による収入	2,186	1,013
有形及び無形固定資産の取得による支出	△170,594	△192,709
有形及び無形固定資産の売却による収入	136,749	75,265
投資有価証券の取得による支出	△11,283	△21,279
投資有価証券の売却による収入	18,457	11,805
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△3,357	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	△2,612	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	213	—
貸付けによる支出	△7,752	△1,436
貸付金の回収による収入	4,836	3,594
その他	6,135	4,555
投資活動によるキャッシュ・フロー	△29,167	△119,264

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△99,302	△29,329
コマーシャル・ペーパーの純増減額 (△は減少)	△4,000	—
長期借入れによる収入	148,336	71,405
長期借入金の返済による支出	△65,994	△120,931
社債の発行による収入	59,787	—
社債の償還による支出	△20,000	—
株式の発行による収入	110,778	—
自己株式の取得による支出	△46	△336
自己株式の売却による収入	20	7
配当金の支払額	△4,911	△13,577
少数株主への配当金の支払額	△677	△787
その他	△2,313	△954
財務活動によるキャッシュ・フロー	121,677	△94,504
現金及び現金同等物に係る換算差額	△5,925	△8,181
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	110,652	△78,310
現金及び現金同等物の期首残高	126,768	281,660
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	4,664	460
連結子会社の合併による現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	—	226
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の期首残高増減額 (△は減少)	△63	1,737
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 242,022	※1 205,774

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>連結子会社の数 706社</p> <p>第1四半期連結会計期間における変更は以下のとおりである。 バーニー・ジャパン(株)は、新たに設立したため、連結の範囲に含めた。 九州産業運輸(株)他9社は、総資産、売上高、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じたため、連結の範囲に含めた。 LCL GRINDROD PTY LTD. 他1社は、総資産、売上高、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じたため、持分法適用の範囲から除外し、連結の範囲に含めた。 HECATE SHIPPING PTE. LTD. 他3社は、会社を清算したため、連結の範囲から除外した。 宝洋海運産業(株)は、平成22年4月1日付をもって(株)ウイングマリタイムサービスと合併したため、連結の範囲から除外した。 COOL PETROLEUM ABは、平成22年4月22日付をもってNYKCOOL ABと合併したため、連結の範囲から除外した。</p> <p>第2四半期連結会計期間における変更は以下のとおりである。 VENUSAUR MARITIMA S.A. 他1社は、総資産、売上高、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じたため、連結の範囲に含めた。 NYK LOGISTICS (EUROPE) LTD. 他16社は、会社を清算したため、連結の範囲から除外した。</p> <p>当第3四半期連結会計期間における変更は以下のとおりである。 NYK LOGISTICS HOLDING (EUROPE) B.V. 他3社は、新たに設立したため、連結の範囲に含めた。 MIYAZAKI SHIPHOLDING PTE. LTD. 他2社は、総資産、売上高、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じたため、連結の範囲に含めた。 MARICA SHIPPING PTE. LTD. 他2社は、会社を清算したため、連結の範囲から除外した。 太平洋海運(株)は、平成22年10月1日付をもって当社と合併したため、連結の範囲から除外した。</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>持分法適用会社の数 非連結子会社 11社 関連会社 100社</p> <p>第1四半期連結会計期間における変更は以下のとおりである。 ヤマトグローバルロジスティクスジャパン(株)他4社は、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じたため、持分法適用の範囲に含めた。 LCL GRINDROD PTY LTD. 他1社は、総資産、売上高、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じ、連結の範囲に含めたため、持分法適用の範囲から除外した。</p> <p>当第3四半期連結会計期間における変更は以下のとおりである。 NORTH AMERICAN MARITIME SERVICES, LLCは、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じたため、持分法適用の範囲に含めた。 KNUTSEN NYK OFFSHORE TANKERS AS他32社は、株式の取得により、持分法適用の範囲に含めた。</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更	<p>第1四半期連結会計期間より、連結子会社であるYUSEN AIR & SEA SERVICE (USA) INC. 他21社は、決算日を12月31日から3月31日に変更し、また、P.T. YUSEN AIR & SEA SERVICE INDONESIAは、決算日が12月31日であるが連結決算日において仮決算を実施した上で連結することに変更している。これらの変更に伴う3ヶ月間の損益は、利益剰余金の増加として調整している。</p>

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
4. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用している。なお、これらの適用による損益への影響はない。</p> <p>(2) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用している。なお、これらの適用による損益への影響及び適用開始による資産除去債務の変動額は軽微である。</p> <p>(3) 「企業結合に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用している。</p>

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	<p>前第3四半期連結累計期間において区分掲記していた「貸倒引当金繰入額」(当第3四半期連結累計期間8百万円)は、特別損失の総額の100分の20以下となったため、当第3四半期連結累計期間においては「その他」に含めて表示している。</p> <p>「投資有価証券評価損」(前第3四半期連結累計期間492百万円)は、前第3四半期連結累計期間において特別損失の「その他」に含めて表示していたが、特別損失の総額の100分の20を超えたため、区分掲記している。</p> <p>「傭船解約金」(前第3四半期連結累計期間428百万円)は、前第3四半期連結累計期間において特別損失の「その他」に含めて表示していたが、特別損失の総額の100分の20を超えたため、区分掲記している。</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示している。</p>

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示している。</p>

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定している。
2. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 当社及び一部の連結子会社は、法人税等の納付税額の算定に関して、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっている。 前連結会計年度末以降、経営環境等かつ一時差異等の発生状況に、繰延税金資産の回収可能性の判断に影響を及ぼす程度の著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっている。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
※1. 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次のとおりである。 従業員給与 56,325百万円	※1. 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次のとおりである。 従業員給与 53,965百万円
※2. 「法人税、住民税及び事業税」と「法人税等調整額」を「法人税等」に一括して表示している。	※2. 同左

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
※1. 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次のとおりである。 従業員給与 20,114百万円	※1. 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次のとおりである。 従業員給与 19,582百万円
※2. 「法人税、住民税及び事業税」と「法人税等調整額」を「法人税等」に一括して表示している。	※2. 同左

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※1. たな卸資産の内訳	※1. たな卸資産の内訳
商品及び製品 3,323百万円	商品及び製品 3,097百万円
仕掛品 560 "	仕掛品 330 "
原材料及び貯蔵品 42,143 "	原材料及び貯蔵品 40,916 "
※2. 有形固定資産の減価償却累計額 799,885百万円	※2. 有形固定資産の減価償却累計額 887,081百万円
3. 偶発債務	3. 偶発債務
(1) 保証債務等	(1) 保証債務等
連結会社(当社及び連結子会社)以外の会社の金融機関からの借入れ等に対し、債務保証等を行っている。	連結会社(当社及び連結子会社)以外の会社の金融機関からの借入れ等に対し、債務保証等を行っている。
NYK ARMATEUR S. A. S. 28,591百万円	NYK ARMATEUR S. A. S. 32,961百万円
TATA NYK SHIPPING PTE. LTD. 6,233 "	YEBISU SHIPPING LTD. 6,260 "
YEBISU SHIPPING LTD. 5,430 "	OJV CAYMAN 5 LTD. 5,266 "
OJV CAYMAN 5 LTD. 5,266 "	OJV CAYMAN 1 LTD. 4,708 "
OJV CAYMAN 1 LTD. 4,708 "	PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 1 LTD. 3,600 "
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 1 LTD. 3,114 "	PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 3 LTD. 3,513 "
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 3 LTD. 3,031 "	PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 2 LTD. 3,479 "
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 2 LTD. 2,998 "	CAMARTINA SHIPPING INC. 3,467 "
CAMARTINA SHIPPING INC. 2,950 "	INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO. 1) LTD. 及び (NO. 2) LTD. 3,154 "
INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO. 1) LTD. 及び (NO. 2) LTD. 2,775 "	TATA NYK SHIPPING PTE. LTD. 2,479 "
ETESCO DRILLING SERVICES, LLC 2,420 "	飛島コンテナ埠頭㈱ 1,981 "
飛島コンテナ埠頭㈱ 1,917 "	LNG EAST-WEST SHIPPING COMPANY (SINGAPORE) PTE. LTD. 1,556 "
LNG EAST-WEST SHIPPING COMPANY (SINGAPORE) PTE. LTD. 1,546 "	THE DENHOLM LINE STEAMERS LTD. 1,509 "
OJV CAYMAN 3 LTD. 1,320 "	ETESCO DRILLING SERVICES, LLC 1,401 "
J5 NAKILAT NO. 1 LTD. 1,311 "	OJV CAYMAN 3 LTD. 1,320 "
J5 NAKILAT NO. 3 LTD. 1,290 "	J5 NAKILAT NO. 1 LTD. 1,301 "
J5 NAKILAT NO. 6 LTD. 1,262 "	J5 NAKILAT NO. 3 LTD. 1,278 "
J5 NAKILAT NO. 4 LTD. 1,260 "	J5 NAKILAT NO. 6 LTD. 1,259 "
J5 NAKILAT NO. 7 LTD. 1,247 "	J5 NAKILAT NO. 4 LTD. 1,251 "
J5 NAKILAT NO. 8 LTD. 1,242 "	J5 NAKILAT NO. 7 LTD. 1,242 "
J5 NAKILAT NO. 2 LTD. 1,235 "	J5 NAKILAT NO. 8 LTD. 1,228 "
J5 NAKILAT NO. 5 LTD. 1,213 "	J5 NAKILAT NO. 2 LTD. 1,221 "
THE DENHOLM LINE STEAMERS LTD. 1,203 "	J5 NAKILAT NO. 5 LTD. 1,203 "
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 4 LTD. 1,082 "	PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 4 LTD. 1,082 "
船舶保有・貸渡関係会社(2社) 2,336 "	ASIA AUTOMOBILE TERMINAL (SINGAPORE) PTE. LTD. 1,014 "
従業員 1,747 "	船舶保有・貸渡関係会社(2社) 2,724 "
その他49社 7,145 "	従業員 2,034 "
計 95,888 "	その他51社 8,848 "
	計 102,351 "

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																				
<p>(2) 連帯債務</p> <table border="1" data-bbox="279 257 782 470"> <thead> <tr> <th>他の連帯債務者</th> <th>連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株商船三井</td> <td>1,960百万円</td> </tr> <tr> <td>川崎汽船株</td> <td>805 "</td> </tr> <tr> <td>飯野海運株</td> <td>214 "</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,980 "</td> </tr> </tbody> </table>	他の連帯債務者	連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額	株商船三井	1,960百万円	川崎汽船株	805 "	飯野海運株	214 "	計	2,980 "	<p>(2) 連帯債務</p> <table border="1" data-bbox="917 257 1420 470"> <thead> <tr> <th>他の連帯債務者</th> <th>連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株商船三井</td> <td>4,526百万円</td> </tr> <tr> <td>川崎汽船株</td> <td>1,860 "</td> </tr> <tr> <td>飯野海運株</td> <td>496 "</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6,883 "</td> </tr> </tbody> </table>	他の連帯債務者	連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額	株商船三井	4,526百万円	川崎汽船株	1,860 "	飯野海運株	496 "	計	6,883 "
他の連帯債務者	連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額																				
株商船三井	1,960百万円																				
川崎汽船株	805 "																				
飯野海運株	214 "																				
計	2,980 "																				
他の連帯債務者	連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額																				
株商船三井	4,526百万円																				
川崎汽船株	1,860 "																				
飯野海運株	496 "																				
計	6,883 "																				
<p>連帯債務のうち当社及び連結子会社負担額は連結貸借対照表の項目のうち、長期借入金及び短期借入金に計上している。</p>	<p>連帯債務のうち当社及び連結子会社負担額は連結貸借対照表の項目のうち、長期借入金及び短期借入金に計上している。</p>																				
<p>(3) 連結子会社が船舶に関して締結しているオペレーティング・リース契約の一部には残価保証の条項が含まれている。残価保証による潜在的な最大支払額は31,970百万円であり、当該オペレーティング・リース契約の購入選択権を行使せずにリース資産を返却することを選択した場合に支払いを実行する可能性がある。なお、当該オペレーティング・リース契約は平成30年12月までの間に終了する。</p>	<p>(3) 連結子会社が船舶に関して締結しているオペレーティング・リース契約の一部には残価保証の条項が含まれている。残価保証による潜在的な最大支払額は32,347百万円であり、当該オペレーティング・リース契約の購入選択権を行使せずにリース資産を返却することを選択した場合に支払いを実行する可能性がある。なお、当該オペレーティング・リース契約は平成30年12月までの間に終了する。</p>																				
<p>(4) 同右</p>	<p>(4) 当社及び連結子会社である日本貨物航空株が航空機に関して締結しているオペレーティング・リース契約の一部には、残価保証の条項が含まれている。残価保証による潜在的な最大支払額は25,858百万円であり、リース期間終了後に当該リース資産を返却することを選択した場合に支払いを実行する可能性がある。なお、当該オペレーティング・リース契約は平成25年12月までの間に終了する。</p>																				
<p>(5) 連結子会社である日本貨物航空株は、航空貨物輸送に関わる価格カルテル等に関連して韓国公正取引委員会の調査を受けていたが、平成22年11月に、航空貨物運賃に関する韓国公正取引法違反行為があったとして、課徴金を科すことを決定した旨の処分決定通知（議決書）を受領した。これを受け、日本貨物航空株は、平成22年12月に、処分決定取り消しの訴えを提起した。この他に、上記に関連して、米国において、日本貨物航空株は、請求金額を特定しないまま損害賠償請求訴訟（集団訴訟）を提起されている。</p> <p>このため、韓国公正取引委員会の調査については引当金を計上している。また、集団訴訟の結果についても、日本貨物航空株の経営成績に影響を及ぼす可能性があるが、その結果を合理的に予測することは困難である。</p>	<p>(5) 連結子会社である日本貨物航空株は、航空貨物輸送に関わる価格カルテル等に関連して欧州及び韓国当局の調査を受けている。欧州委員会の調査については、平成19年12月に異議告知書を受領しており、韓国公正取引委員会の調査については、平成21年10月に韓国公正取引法違反の疑いがあるとして審査報告書を受領している。この他に、上記に関連して、米国において、日本貨物航空株は、請求金額を特定しないまま損害賠償請求訴訟（集団訴訟）を提起されている。</p> <p>このため、欧州委員会及び韓国公正取引委員会の調査については引当金を計上している。また、集団訴訟の結果についても、日本貨物航空株の経営成績に影響を及ぼす可能性があるが、その結果を合理的に予測することは困難である。</p>																				

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び預金勘定 132,406百万円	現金及び預金勘定 123,290百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 Δ 4,384 "	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 Δ 5,515 "
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する譲渡性預金(有価証券勘定) 114,000 "	取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する譲渡性預金(有価証券勘定) 88,000 "
現金及び現金同等物 242,022 "	現金及び現金同等物 205,774 "

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	1,700,550

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	3,639

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,395	利益剰余金	2	平成22年3月31日	平成22年6月24日
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	10,182	利益剰余金	6	平成22年9月30日	平成22年11月22日

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項なし。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	定期船 事業 (百万円)	不定期 専用船 事業 (百万円)	物流 事業 (百万円)	ターミ ナル関 連事業 (百万円)	客船 事業 (百万円)	航空運送 事業 (百万円)	不動 産業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高											
(1) 外部顧客に 対する売上高	96,278	192,456	89,942	20,966	7,775	16,139	2,374	16,862	442,795	—	442,795
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	983	1,285	351	6,760	—	1,981	652	23,470	35,485	(35,485)	—
計	97,262	193,741	90,293	27,726	7,775	18,121	3,027	40,333	478,281	(35,485)	442,795
営業利益 又は損失(△)	△11,224	15,681	1,887	1,187	△1,592	△1,797	981	△176	4,948	3	4,951
経常利益 又は損失(△)	△12,017	14,285	1,988	1,049	△1,700	△1,968	1,191	24	2,853	3	2,856

(注) 1. 事業区分の方法

日本標準産業分類を参考とした役務の種類・性質の類似性に経営組織との一体性を加味して区分している。

2. 各事業区分に属する主要な事業・役務の名称

定期船事業……………外航貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店

不定期専用船事業……外航・沿海貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店

物流事業……………倉庫業、貨物運送取扱業

ターミナル関連事業…コンテナターミナル業、港湾運送業、曳船業

客船事業……………客船の保有・運航業

航空運送事業……………航空運送業

不動産業……………不動産の賃貸・管理・販売業

その他の事業……………機械器具卸売業(船舶用)、その他運輸付帯サービス業、情報処理サービス業、石油製品の卸売業、その他

3. 営業費用の中の共通費は、すべてセグメント別に配賦している。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	定期船 事業 (百万円)	不定期 専用船 事業 (百万円)	物流 事業 (百万円)	ターミ ナル関 連事業 (百万円)	客船 事業 (百万円)	航空運送 事業 (百万円)	不動 産業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高											
(1) 外部顧客に 対する売上高	272,751	527,075	250,162	63,928	27,148	39,525	7,372	49,349	1,237,314	—	1,237,314
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	3,220	4,586	966	18,756	—	4,853	1,786	64,648	98,819	(98,819)	—
計	275,972	531,662	251,129	82,685	27,148	44,378	9,158	113,998	1,336,134	(98,819)	1,237,314
営業利益 又は損失(△)	△47,363	25,974	1,150	2,135	△1,808	△13,842	2,850	△1,217	△32,121	10	△32,111
経常利益 又は損失(△)	△48,616	18,172	1,433	1,692	△2,097	△13,799	3,738	△1,591	△41,068	10	△41,058

(注) 1. 事業区分の方法

日本標準産業分類を参考とした役務の種類・性質の類似性に経営組織との一体性を加味して区分している。

2. 各事業区分に属する主要な事業・役務の名称

定期船事業……………外航貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店

不定期専用船事業……外航・沿海貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店

物流事業……………倉庫業、貨物運送取扱業

ターミナル関連事業…コンテナターミナル業、港湾運送業、曳船業

客船事業……………客船の保有・運航業

航空運送事業……………航空運送業

不動産業……………不動産の賃貸・管理・販売業

その他の事業……………機械器具卸売業(船舶用)、その他運輸付帯サービス業、情報処理サービス業、石油製品の卸売業、その他

3. 営業費用の中の共通費は、すべてセグメント別に配賦している。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	334,155	31,101	43,739	31,059	2,739	442,795	—	442,795
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	8,745	6,118	3,694	4,110	535	23,203	(23,203)	—
計	342,901	37,219	47,433	35,169	3,274	465,999	(23,203)	442,795
営業利益 又は損失(△)	1,423	△868	2,615	1,765	36	4,971	(20)	4,951
経常利益 又は損失(△)	215	△1,001	955	3,201	110	3,481	(624)	2,856

- (注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。
 2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 (1) 北米……………米国、カナダ
 (2) 欧州……………英国、ドイツ、オランダ、イタリア、フランス、ベルギー
 (3) アジア……………シンガポール、タイ、香港、中国
 (4) その他の地域……………オーストラリア
 3. 営業費用の中の共通費は、すべてセグメント別に配賦している。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	911,849	96,966	136,701	81,447	10,350	1,237,314	—	1,237,314
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	26,501	19,667	11,686	11,451	1,487	70,795	(70,795)	—
計	938,350	116,633	148,387	92,899	11,838	1,308,109	(70,795)	1,237,314
営業利益 又は損失(△)	△42,463	△547	7,158	3,413	97	△32,341	229	△32,111
経常利益 又は損失(△)	△45,395	△913	56	7,258	269	△38,723	(2,335)	△41,058

- (注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。
 2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 (1) 北米……………米国、カナダ
 (2) 欧州……………英国、ドイツ、オランダ、イタリア、フランス、ベルギー
 (3) アジア……………シンガポール、タイ、香港、中国
 (4) その他の地域……………オーストラリア
 3. 営業費用の中の共通費は、すべてセグメント別に配賦している。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	96,572	85,970	111,485	71,204	365,233
II 連結売上高(百万円)					442,795
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	21.8	19.4	25.2	16.1	82.5

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米……………米国、カナダ

(2) 欧州……………英国、ドイツ、フランス、イタリアなど欧州各国

(3) アジア……………東南アジア、東アジア、南西アジア、中近東各国

(4) その他の地域……………オセアニア、中南米、アフリカ各国

3. 海外売上高のうち、主なものは外航海運業収益と物流事業収益である。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	276,035	246,451	297,426	196,607	1,016,521
II 連結売上高(百万円)					1,237,314
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	22.3	19.9	24.1	15.9	82.2

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米……………米国、カナダ

(2) 欧州……………英国、ドイツ、フランス、イタリアなど欧州各国

(3) アジア……………東南アジア、東アジア、南西アジア、中近東各国

(4) その他の地域……………オセアニア、中南米、アフリカ各国

3. 海外売上高のうち、主なものは外航海運業収益と物流事業収益である。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用している。

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社のマネジメントが経営資源の配分及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

当社グループは、海・陸・空にまたがるグローバルな総合物流事業を展開しており、中核となる定期船事業及び不定期専用船事業をはじめ、物流事業、ターミナル関連事業、客船事業、航空運送事業、不動産業、その他の事業の8つを報告セグメントとしている。なお、各報告セグメントの主要な事業・役務の内容は以下のとおりである。

報告セグメント名称	主要な事業・役務の内容
定期船事業	外航貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店
不定期専用船事業	外航・沿海貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店
物流事業	倉庫業、貨物運送取扱業
ターミナル関連事業	コンテナターミナル業、港湾運送業、曳船業
客船事業	客船の保有・運航業
航空運送事業	航空運送業
不動産業	不動産の賃貸・管理・販売業
その他の事業	機械器具卸売業（船舶用）、その他運輸付帯サービス業、情報処理サービス業、石油製品の卸売業、その他

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント								計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	定期船 事業	不定期 専用船 事業	物流 事業	ターミ ナル関 連事業	客船 事業	航空運送 事業	不動 産業	その他 の事業			
売上高											
(1) 外部顧客に 対する売上高	358,047	605,133	299,791	69,796	28,712	60,366	7,113	52,792	1,481,753	—	1,481,753
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	2,660	3,928	967	22,891	—	7,304	1,511	64,186	103,450	(103,450)	—
計	360,708	609,062	300,758	92,688	28,712	67,670	8,625	116,979	1,585,204	(103,450)	1,481,753
セグメント利益 又は損失(△)	33,067	55,232	6,726	5,834	△798	7,029	3,530	△476	110,144	11	110,156

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額の内容は、セグメント間取引及び振替高の消去である。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っている。

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント								計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	定期船 事業	不定期 専用船 事業	物流 事業	ターミ ナル関 連事業	客船 事業	航空運送 事業	不動 産業	その他 の事業			
売上高											
(1) 外部顧客に 対する売上高	109,274	193,164	97,912	22,570	8,511	19,584	2,230	17,948	471,196	—	471,196
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	705	989	393	7,331	—	2,323	512	22,103	34,357	(34,357)	—
計	109,979	194,153	98,306	29,902	8,511	21,907	2,742	40,051	505,554	(34,357)	471,196
セグメント利益 又は損失(△)	6,870	15,792	2,284	1,857	△513	2,930	1,049	12	30,283	3	30,287

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額の内容は、セグメント間取引及び振替高の消去である。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っている。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

長期借入金が、企業団体の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる。

(単位：百万円)

科目	四半期連結貸借対照表 計上額	時価	差額
長期借入金	621,586	640,663	19,076

(注) 金融商品の時価の算定方法

長期借入金

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。一方、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元金の合計額(*)を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。

(*)金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金については、その金利スワップのレートによる元金の合計額

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

共通支配下の取引等

(太平洋海運㈱との合併)

当社は、平成22年7月29日開催の取締役会決議に基づき、平成22年10月1日付で当社の完全子会社である太平洋海運㈱を吸収合併した。

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業内容

企業の名称：太平洋海運株式会社(連結子会社)

事業の内容：船舶運航事業、船舶貸渡業、船舶管理業

(2) 企業結合日

平成22年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、太平洋海運㈱を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

日本郵船株式会社

(5) 取引の目的を含む取引の概要

当社は、太平洋海運㈱が培った運航技術や高度なノウハウの獲得、及び中小型タンカー事業の拡大を目指し、平成21年6月の第三者割当増資引受け並びに同年12月1日付の株式交換による同社の完全子会社化を実施した。本合併は、これに続いて、バルク・エネルギー輸送、特に石油製品及びケミカル輸送に係る事業基盤のさらなる強化と効果的な事業拡大を目指すものである。

当社は、太平洋海運㈱の発行済株式の全てを所有しているため、合併による新株式の発行、資本金の増加及び合併交付金の支払いはない。

2. 実施した会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施している。

(東京船舶株からの事業譲受)

当社は、平成22年8月26日付の事業譲渡契約に基づき、平成22年11月1日付で当社の完全子会社である東京船舶株のコンテナ船事業を譲り受けた。

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業内容

企業の名称：東京船舶株式会社（連結子会社）

事業の内容：コンテナ船事業

(2) 企業結合日

平成22年11月1日

(3) 企業結合の法的形式

東京船舶株を譲渡会社、当社を譲受会社とする事業譲受

(4) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はない。

(5) 取引の目的を含む取引の概要

当社の運営する東西・南北コンテナ航路と東京船舶株の運営するアジア域内コンテナ航路を全航路一体運営することにより、日本郵船グループとして航路運営の効率化を目指し、競争力のある多様なサービスメニューを提供していけるよう、本事業譲受を実施した。

2. 実施した会計処理の概要

本事業譲受は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施している。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	388.74円	1株当たり純資産額	389.46円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純損失金額	△20.93円	1株当たり四半期純利益金額	41.98円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—

(注) 1. 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載していない。当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式がないため記載していない。

2. 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	△26,679	71,249
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失(△)(百万円)	△26,679	71,249
期中平均株式数(千株)	1,274,811	1,697,308
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 1.99円	1株当たり四半期純利益金額 15.84円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 —	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 —

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式がないため記載していない。

2. 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期純利益(百万円)	2,674	26,875
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,674	26,875
期中平均株式数(千株)	1,345,346	1,696,952
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2 【その他】

平成22年10月29日に開催された取締役会において、第124期の中間配当に関し次のとおり決議した。

- ① 中間配当金の総額 10,182百万円
- ② 1株当たりの金額 6円
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成22年11月22日

(注) 当社定款第50条の規定に基づき、平成22年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行う。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月9日

日本郵船株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永	田	高	士	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	板	垣	雄	士	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	浦	利	治	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐		徹		印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本郵船株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結貸借対照表及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本郵船株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月9日

日本郵船株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永	田	高	士	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	板	垣	雄	士	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	浦	利	治	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐		徹		印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本郵船株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結貸借対照表及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本郵船株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月14日

【会社名】 日本郵船株式会社

【英訳名】 Nippon Yusen Kabushiki Kaisha

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長・社長経営委員 工 藤 泰 三

【最高財務責任者の役職氏名】 代表取締役・専務経営委員 内 藤 忠 顕

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

【縦覧に供する場所】 日本郵船株式会社横浜支店
(横浜市中区海岸通三丁目9番地)

日本郵船株式会社名古屋支店
(名古屋市西区牛島町6番1号)

日本郵船株式会社関西支店
(神戸市中央区海岸通一丁目2番31号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長・社長経営委員工藤泰三及び当社最高財務責任者である代表取締役・専務経営委員内藤忠顕は、当社の第124期第3四半期（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。